

令和2年度山形県成長分野担い手育成支援事業費補助金

～成長分野への新たな展開等に向け専門的な知識・技術を習得する研修費用等を助成します～

山形県では、将来的に成長が見込まれる分野に関わるものづくり産業（戦略産業分野）への新たな事業展開又は取引拡大等を支援するため、県内企業が行う人材育成の取組（専門的な知識や技術を習得するための社外研修受講や先進企業等への派遣研修など）に要する経費の一部を助成します。ものづくり人材の育成や戦略産業分野への新たな展開、新規雇用の創出等に、是非、当事業を活用ください。

■ 補助対象者

県内に事業所を持ち、次の業種（日本標準産業分類中分類）のいずれかに該当する**中小企業**※

※ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、学術開発研究機関

■ 補助対象事業

補助対象者がその従業員に対し次のいずれにも該当する研修（OJT（職務を通じて行われる教育訓練）は除きます。）を受講させる事業

- （1）戦略産業分野における新たな事業展開又は取引拡大等に向けた人材育成であるもの
- （2）戦略産業分野に関連する専門的な知識及び技術を習得するもの
- （3）受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの
- （4）令和3年3月10日までに研修が完了するもの

※戦略産業分野とは、将来的に成長が見込まれる、バイオテクノロジー関連、自動車・航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品・農業関連に係る産業分野です。

■ 補助対象経費及び補助金額・補助率

補助対象経費		補助金の額
経費区分	内容	
研修費	従業員旅費（交通費、宿泊費）、講師謝金、講師旅費、受講料、教材費その他特に必要と認められる経費	○補助率 補助対象経費の8/10以内 ○1企業あたりの補助限度額 80万円以内

■ お問い合わせ・申込先

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県商工労働部 雇用対策課 産業人材育成担当 工藤

【TEL】:023-630-3384 【FAX】:023-630-2376

【メール】:ykoyo@pref.yamagata.jp

補助金活用事例及び補助対象経費の例

<事例1> 「社外研修」

大手自動車メーカーが開設する人材研修機関へ中期的に従業員を派遣して、自動車関連産業への参入や取引拡大の足掛かりとしたい。

○対象経費：研修機関の受講料、研修機関への旅費、教材費

<事例2> 「社外研修」

新たに医療・福祉分野等への参入を目指し新たな技術取得のために先進企業に従業員を派遣したい。

○対象経費：先進企業への旅費

<事例3> 「社外研修」

省エネルギー関連技術製品の開発に必要な技術習得のため、産業団体が実施する専門技術実習に従業員を派遣したい。

○対象経費：旅費、研修受講費用、教材費

<事例4> 「社内研修」

関連技術の新たな習得のため、専門講師を当社の工場に招いて、具体的技術指導を受けたい。

○対象経費：専門講師の講師謝金、旅費

■ 募集期間

随時募集。ただし、予算がなくなり次第終了

※ 原則として研修開始日の15日前までに申請が必要です。

(研修開始日が5月31日(日)以前の場合は、5月15日(金)まで)

■ 応募方法

申請書に必要な書類を添付のうえ、担当まで郵送又は持参にて提出してください。

(提出いただく前に、電話もしくはメールにてご一報いただけますと幸いです。)

◆ 提出が必要な書類

- (1) 申請書 (山形県補助金等の適正化に関する規則様式第1号)
- (2) 事業計画書 (交付要綱第1号様式)
- (3) 収支予算書 (交付要綱第2号様式)
- (4) 申請者概要 (交付要綱第3号様式)
- (5) 対象研修の課程がわかる書類
- (6) 補助対象経費の積算根拠書類
- (7) 補助金振込口座等がわかる書類

※なお、補助金交付要綱、申請書等の様式は、山形県庁ホームページから取得できます。

(<https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110009/seityokensyu.html>)

申請の流れ

